

市報こがねい制作委託（単価契約）プロポーザル審査基準

I 審査基準

1 会社概要及び業務実績について

- (1) 経営状況が、本業務を受託するにあたり十分であるか。
- (2) 地方公共団体での導入実績があり、本業務を遂行するにあたって必要なノウハウの提供が期待できるか。

2 業務実施体制及びスケジュールについて

- (1) 月2回発行を遂行できる体制か。
- (2) 正確かつ効率的に作業を行う工夫が図られているか。
- (3) 専属の担当者を配属し、年間を通して、連絡・相談・調整・緊急時の対応ができる体制がとれるか。
- (4) 編集や印刷等を行う業務責任者・業務担当者の専門知識・経験は豊富か。

3 基本的事項について

- (1) 仕様書に記載の要件を満たしているか。
- (2) 8月1日からのリニューアルに対応できるか。
- (3) 特集記事3頁程度を含む号において、必要に応じてカメラマンやデザイナーの手配ができるか。

4 提案内容について

- (1) より幅広い世代の市民にとって読みやすく、読みたくなるような実効性のある提案がされているか。
- (2) ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが読みやすく、わかりやすい紙面になっているか。
- (3) 1面上部の「市報こがねい」のメインタイトルは市民憲章のイメージに沿っているか。また、その周辺に、発行年月日、発行番号、市章及び市のイメージキャラクターこきんちゃんが入っているか。
- (3) 仕様書に記載のほか創意工夫にもとづく、独自性や優れた追加提案はあるか。また実現可能性がある内容か。
- (4) 市報を制作するうえで貴社を選ぶメリット・独自のアピールポイントがあるか。

5 見積額について

- (1) 業務内容に照らして、見積価格が妥当であり、コストパフォーマンスが優れているか。

6 プレゼンテーションについて

- (1) 本業務の主担当者の熱意が感じられ、説明がわかりやすく、的確かつ

簡潔明瞭か。

(2) 質問に対し、的確かつ簡潔明瞭に答えているか。

II 審査評価方法

1 第一次審査

事前に提出される企画提案書等により、書類審査を行う。

2 第二次審査

第一次審査で選考された者の中から、別途実施するプレゼンテーションについて、業者選定審査基準によって判定を行い、その総合点数により候補者を決定する。

III 審査項目

別紙「プロポーザル評点票」のとおりとする。

IV 評価基準・評価点数

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、以下のとおりとする。

評価点数		評価基準	説明
	※注		
5	10	特に優れている	当該要素について、評価できるもののうち、特にそれが顕著な水準である。
4	7	優れている	当該要素について、評価できるもののうち、円滑に遂行できる水準である。
3	5	ふつう	当該要素について、被評定者に要求したレベルをほぼ満たしており、特に支障のない水準である。
2	3	やや劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、時には支障をきたす恐れがある水準である。
1	1	劣る	当該要素について、劣る部分や問題点があり、頻繁に支障をきたす恐れがある水準である。

※評点票のとおり

V 判定

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

VI 候補者の選定

別途設置する審査委員会において、委員長を含む各委員が評点票により審査し、委員全員の総合点数を集計した最上位者を候補者に、次点の者を次点者として選定する。

ただし、最上位者の総合点数から、当該事業の内容に適合した履行がなされないおそれがあると審査委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。

VII 企画提案にあたっての留意事項

- 1 提出後の企画提案書等の追加及び修正は認めない。
- 2 参加者提出資料が次のいずれかに該当する場合、当該参加者提出資料を無効とする。
 - (1) 本実施要領の規定に違反した記載がされているもの
 - (2) 記載すべき事項の全部又は一部（ただし、重要な部分に限る。）記載されていないもの
 - (3) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - (4) 虚偽の内容が記載されているもの
 - (5) その他、設定した条件を満たしていない場合